

社会福祉法人慈愛会役員に対する報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人慈愛会役員(以下「役員」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 役員(理事、監事、評議員)の報酬(以下「報酬」という。)については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(役員の報酬等)

第3条 役員は、理事長が招集した理事会及び評議員会並びに監査会において、当該法人の会合に出席したものについては、勤務1回につき報酬10,000円とする。

- 2 理事長の報酬は平均就労日数を基準として月額400,000円とする。
但し、平均就労日数に満たない場合は、日割り計算とする。
- 3 理事長の賞与は、社会福祉法人慈愛会給与規程(賞与)に準ずるものとし、当該年度当初予算書の夏季支給と冬季支給の基準以下とする。
- 4 理事長の通勤手当は、社会福祉法人慈愛会給与規程、諸手当支給表「通勤手当」に準ずる。

(職員である者の特例)

第4条 役員でかつ施設職員である者に対しては、役員としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員が業務を行なうため出張したときは、費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、社会福祉法人慈愛会旅費規程を適用する。

(出張命令)

第6条 役員の出張は、業務命令によるほか、理事長の発する会議招集通知によることができる。

(準用規定)

第7条 この規程に定めるものを除くほか、役員の報酬及び費用弁償の支給方法については、特別養護老人ホーム田平ホーム職員の例による。

「附則」 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

「附則」 この規程は、平成18年10月1日より施行する。

「附則」 この規程は、平成24年4月1日より施行する。

「附則」 この規程は、平成29年12月7日より施行する。